

租税特別措置法施行令第四十四条の四第一項の土地を指定する件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和8年4月1日
法 務 省
国 土 交 通 省

今般制定された、租税特別措置法施行令第四十四条の四第一項の土地を指定する件（令和8年法務省／国土交通省告示第1号）は、令和8年度税制改正の大綱に基づき、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第44条の4第1項の規定における租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第84条の5の2の適用の対象となる土地を大臣告示にて規定するものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第2号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 （略）

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～八 （略）

担当：法 務 省 民 事 局 民 事 第 二 課
国土交通省不動産・建設経済局地理空間情報課地籍整備室